

団体 個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について				団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
			権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由	ライセンシング体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決	その他の方法による解決					
97	ア	<p>・コミックマーケットに代表される同人誌の作成及び流通は我が国の文化の多様性確保並びに新たなクリエイターの育成・発掘の場として有望であり、維持されるべき、「ポケモン同人誌事件」や「ハイスクアガール事件」など、二次創作等に関して刑事処分や民事手続きがなされた例が存在する。</p> <p>・デジタルコピーと新たな創作要素が加わった変容的利用とを区別せずに複製権侵害として扱われる現状は問題であり、翻案権や二次的著作物に係る原著作者の権利が許諾権となっていることは望ましくない。</p>	・翻案物および二次的著作物の原著作者に与えられる権利を許諾権ではなく報酬請求権とし、民事的解決を原則とする。 ・報酬金額の上限を法律もしくは政令等で作品収入のN%等と規定し、別途契約により減額可能とすることで、大規模な商業的二次利用に対しても実質的に許諾権として機能する制度とする。				A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断	[観点①]二次創作等の変容的利用が、刑事罰の対象とされていることや原著作者の許諾権の対象となっていることは、文化の多様性確保等の観点から問題があるとするものであり、ニーズにつき一定程度明確に説明されている。なお、権利制限の対象とすべき二次創作の範囲についてどのようなものを念頭においているのかについて、更なる説明が期待される。 [観点②]どのような範囲の二次創作を権利制限の対象とすべきとするのかは明らかにされていないが、表現の自由の保障に関わるものであり、ニーズの性質上、正当化根拠の見通しにつき一定程度明確に説明されている。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	二次創作		
						いわゆる「二次創作」が原作品の「複製物」ではなく「翻案物」もしくは「二次的著作物」であることを法的に明確化する	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことにより、留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	二次創作等の変容的利用が、刑事罰の対象とされていることや原著作者の許諾権の対象となっていることは、文化の多様性確保等の観点から問題があるとするものであり、ニーズにつき一定程度明確に説明されている。なお、現状における「問題」の内容が明らかでなく、更なる説明が期待される。	二次創作		
98	①	<p>・いわゆる孤児著作物は、とりわけ戦前・戦時に亡くなつたとおぼしき著作者については、家族も行方不明となっている場合も少なくなく、パブリックドメインの確認が高くとも、市民・企業や私立・公立のパブリックデジタルアーカイブ等には利用しづらい。</p> <p>・米国の著作物については、本国ではPDとなっているものでも日本では保護されている作品があり(万国著作権条約の特例法以前の米国の著作物)、これも孤児的なものは利用しにくい。</p>			たとえば戦前以前の国内著作物は原則パブリックドメインとし、その上で、従来の規定に照らして権利保護されるもの(著作権者の死後50年経過していないもの)については、その証明書を添えて登録申請することで保護要件となるなど、孤児著作物を一律PDとできるような対策を定期的に行うことが必要。	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	現在、権利者不明著作物の利用円滑化方策については、法制・基本問題小委員会において、検討を行っている。	孤児著作物の利用円滑化			
98	②	・翻訳権十年留保の規定から翻訳可能となっている作品については、「翻訳権」の定義が曖昧で、旧法上インターネットでの利用やさらなる二次創作・翻案などについても想定されていなかったため、現在の利用に合致していない。			翻訳権十年留保規定で翻訳可能な著作物は、インターネット上の利用が可能なのか、また朗読や劇化などが自由に許されうるのか、パブリックドメインと同等に扱つて良いのか、不明瞭であるから、翻訳権および翻案の定義の明確化が強く望まれる。	B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	現在の利用に合致していないとする具体的課題が明らかでなく、ニーズについての説明が不十分であるため、ニーズについて更なる説明が期待される。	その他			
99		<p>著作権法第35条の規定により使用した画像をオンデマンド用(異時送信)の教材に含めることができない。オンデマンド配信用に無許諾の著作物を削除することには多大なコストが生じるため、授業の模様を収録し後日活用するといった積極的なeラーニングの試みを実現することが困難。反転学習を行う場合も、実際の授業時間に先行して提供する動画教材の中に、利用許諾のない著作物を含めることができない。</p> <p>現代社会の課題・問題に即応した授業を提供するには、日々の事件や紛争等を伝える報道写真等の利用が不可欠だが、実際にどのような著作物が必要となるかを事前に把握することは難しく、契約による対応は困難。</p>	「授業開講期間内の異時送信」での権利制限を認めてほしい。	正規の授業の受講者のみがログインできるように工夫すること、利用期間を授業の開講期間に限定することで、著作権者等の利益を不当に害さないようにすることができる。オンデマンド授業において、リアルタイムの授業を受講した場合と同じ内容が提供できることは、何らかの理由で教室に来られない受講者にあっても質の高い受講ができるることを保証するものであり、多様な受講者を受け入れ可能とする点で制度として望ましい。	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	e-learningを含む教育の情報化については、現在の法制・基本問題小委員会において検討を行っており、権利制限規定の見直しによる対応についても検討課題となっている。	教育・研究				
100		企業内での著作物の複写を適正に行いたい。	企業(等)内での業務目的の複製については、以下の要件で権利制限の対象とすべき。 ・複製を行う者が所属する同一法人かつ同一構内に、適法に複製・譲渡された複製物(市販書籍等)が存在すること。 ・適法複製物から一部又は許容される(少数の)部数を複製すること。 ・利用目的を終了した場合、複製物を廃棄すること。		A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]「課題の解決方法」で示された一定の企業内における著作物の複写について、適法とすることを求めるものであり、ニーズについて一定程度明確に説明されているが、利用される著作物の種類や用途、分量などが明らかではないため、更なる説明が期待される。 [観点②]正当化根拠について説明が不十分である。ニーズの説明とともに、その正当化根拠についての説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	企業等内の利用				
101	ア	<p>貴重書、絵画、音楽、動画、公文書などを保存のためデジタル化し、再利用のため公衆送信により公開することは日本の文化発展のために非常に重要である。わが国では、著作権が存続するものの、もしくは著作者が不明なものデジタル化はほとんど認められない状況で、たとえば映画フィルムなどはデジタル化ができないまま損傷が進んでしまう状況が存在する。</p> <p>米国においては、図書館や博物館におけるこうしたデジタル化はフェアユースとして、著作権が存続しているものについても事实上認められている。欧州は、デジタル化の条件は日本に近いものの、いわゆる孤児著作物については、一定の条件で認める方向にある。</p>	<p>文化財機関による非常利のデジタル化は、無条件に認めることが文化財の保存のため重要な。再利用のため公衆送信により公開することは日本の文化発展のために非常に重要である。わが国では、著作権が存続するものの、もしくは著作者が不明なものデジタル化はほとんど認められない状況で、たとえば映画フィルムなどはデジタル化ができないまま損傷が進んでしまう状況が存在する。</p> <p>TPPに関連して、米国流の著作権の導入が危惧されるところであるが、その場合はフェアユース条項もあわせて導入するべき。</p>		A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]日本文化の発展のために、貴重書、絵画、音楽、動画等の著作物をデジタル化し公開したいが、権利処理では行えない状況があるというニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、行為主体の範囲等、具体的な場面が明らかでなく、更なる説明が期待される。 [観点②]ニーズの性質上、文化財保存活用という目的には一定の公益性が認められると考えられるが、文化財の活用を目的として著作物の無許諾での公衆送信を認めるべきとする正当化根拠について説明が不十分である。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	アーカイブ				
				著作権が切れた文化財の商業的利用のためのデジタル化がおこなわれる場合は、一定期間に限って商業的独占を認めることが、その後は文化財機関による非営利公開を認めるべきである。	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことにより、留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	日本文化の発展のために、貴重書、絵画、音楽、動画等の著作物をデジタル化し公開したいが、権利処理では行えない状況があるというニーズについて一定程度明確に説明されている。行為主体の範囲等、具体的な場面が明らかでなく、更なる説明が期待される。	アーカイブ				

団体	個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について				団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由	ライセンシング体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決	その他の方法による解決					
102	ア イ		非商業、広告収入なども受け取らず、個人で楽譜用ソフトを再生して耳で聞いてコピーした場合などでも、音楽をインターネット上に公開すると送信可能化権に違反する恐れがある。	・個人が勉強するために利用する場合若しくは非営利目的の場合で公開するのであれば自由に利用させて欲しい。 ・アメリカの様なフェアユースを導入して欲しい。				A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]個人が非営利目的で楽曲を複製してインターネット上で公開できないというニーズについては相当程度明確に説明されている。 [観点②]当該行為をインターネット上に公開することにより不特定多数が著作物にアクセスすることが可能になるが、個人の営利目的でない利用であるために無許諾での利用を認めるべきとする正当化根拠について説明が不十分である。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない	その他		
						ファイルをアップロードしても良いサーバーを提供して欲しい。						
103			町内会や職場で必要な会議資料を準備したり、または営業目的で資料を作成したりする為に、著作物を複製し、利用することができない。 会社であれ町内会であれ業務は時間勝負であり、許諾をとろうとしても許諾が取れたときに意味がなくなっていることが多いため、結果として無断複製を行ってしまう。現実としてこのような軽微な利用は広く行われており、多くの人が違法状態にある状況は打開すべき。		・職場が所属する会社毎に、または町内会等、非営利団体の場合は団体毎に、著作権を一括管理・契約する仕組みを作つてほしい。 ・JASRACのようなデータベース化と、団体毎に一括契約をする為の窓口を作る。双方を確立させる。			B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことにより、必要に応じて対応方策を順次検討	[観点①]個人が非営利目的で楽曲を複製してインターネット上で公開できないというニーズについては一定程度明確に説明されている。	その他		
104			図書館のレファレンスサービスにおいて、視覚障害者から、著作物の内容をメールやFAXで送信することを希望される場合がある。メールの場合、合成音声で聞くことや、使用されている漢字を確認することができる。しかし、現在は法第31条第1項では図書館から利用者への公衆送信は認められていないため、この希望に応えることができない。 また、第37条第3項では自動公衆送信が可能だが、インターネットを充分に使いこなせない障害者も多い。	第37条第3項の「自動公衆送信」に「公衆送信」を追加する。既に第37条第3項で規定された者が行う相手を特定しての公衆送信は、自動公衆送信権の権利制限と同様、著作権者の権利を不当に害さないばかりか、国連障害者の権利条約第21条、第24条、第30条に記された障害者の権利をより保障するものとなる。				公益社団法人日本図書館協会	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	法第37条第3項の権利制限規定の対象となる利用行為にメール送信等を含めることについては、既に法制・基本問題小委員会の検討課題となっており、いたいたご意見も参考になるものと考えられる。	障害者	
105			脳性麻痺やALS等により上肢に障害があつたり重症心身障害の方、あるいは加齢や疾病により臥症状態にあるために本を読むことができない方は多い。2009年に改正された第37条第3項は「視覚による表現の認識に障害のある者」を対象に著作権の権利制限を規定しているが、この規定では上述の人たちが含まれるか曖昧である。WIPOで採択されたマラケシュ条約“Marrakesh Treaty to Facilitate Access to Published Works for Persons who are Blind, Visually Impaired, or otherwise Print Disabled”とも矛盾が生じている。	第37条第3項の「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」という規定に、「及び身体障害等により、書物等を支えること、または扱うことができない人」等の文言を加える。	日本文藝家協会と日本図書館協会は2004年に「公共図書館等における音訳資料作成の一括許諾に関する協定書」を締結したが、その後「ガイドライン」には、「重度身体障害者」「寝たきり高齢者」を含めていた。2009年の第37条第3項改正後に権利者団体と図書館団体との協議のうえで定めた「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」にも「視覚障害、聴覚障害、肢体障害、精神障害、知的障害、内部障害、発達障害、学習障害、いわゆる「寝たきり」の状態、一過性の障害、入院患者」等の状態にあって、視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者」と定めているが、著作権者からの異議等はなく問題なく運用されている。			日本図書館協会障害者サービス委員会	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	提出されたニーズへの対応については、既に法制・基本問題小委員会の検討課題となっており、いたいたご意見も参考になるものと考えられる。なお、本件はマラケシュ条約の締結に必要な手当であることから、昨年度の法制・基本問題小委員会で検討を行い、権利者団体から前向きな反応があったところ。	障害者	
106 ①	ア イ		法第38条第5項では、法第37条の2第1項第2号の規定により聴覚障害者等向けに作成した著作物の複製物の貸出しを行つた場合には補償金の支払いが必要とされている。しかし、貸出のための補償金を支払うためのシステムは存在しておらず、実質的に貸出しが困難である。	・第37条の2第1項第2号に対しては、第38条第5項の補償金の支払いを除外する。 ・国連障害者の権利条約第21条、24条、30条の聴覚障害者等の権利保障から、映画製作者は、全ての製作物に字幕や手話を付与する必要があり、自らがその製作費の関係から付与できない場合に、図書館等が第37条の2第1項第2号の規定によって複製することは権利侵害とはなりえない。 ・第37条第3項で規定された者が行う相手を特定しての公衆送信であり、字幕入り映像資料の自動公衆送信・公衆送信を認めても、著作権者の権利を不当に害さない。				日本図書館協会障害者サービス委員会	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	利用の際に補償金を支払うシステムがないという課題と考えられるが、補償金を支払わずに法第38条第5項に基づく貸出しを行う行為は、(債務不履行の問題はありうるもの、)著作権侵害とはならないものと考えられる。利用ができるものの補償金を支払うシステムがないことに着目した課題であるならば、その点に関して、更なる説明があつた場合には、今後の検討の参考になることも考えられる。	障害者	
						放送法等、映画の著作物に係る法規定で、映画製作者は、全ての製作物に字幕や手話を付与することを義務付ける。製作会社等が自ら字幕等を入れることを促進するため、同様のものが販売されている場合には複製することができないということを追記する方法もある。		C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	利用の際に補償金を支払うシステムがないという課題と考えられるが、補償金を支払わずに法第38条第5項に基づく貸出しを行う行為は、(債務不履行の問題はありうるもの、)著作権侵害とはならないものと考えられる。	障害者		

団体 個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について				団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
			権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由	ライセンシング体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決	その他の方法による解決					
106 ②	ア	聴覚障害者等向けの字幕入りの映像資料の自動公衆送信・公衆送信が認められていない。現行法において、字幕のみの自動公衆送信が認められているが、再生システムの問題等があり、有効ではない。	・第37条の2に視覚著作物の公衆送信権の権利制限を含める。 ・国連障害者の権利条約第21条、24条、30条の聴覚障害者等の権利保障から、映画製作者は、全ての製作物に字幕や手話を付与する必要があり、自らがその製作費の関係から付与できない場合に、図書館等が第37条の2の二の規定によって複製することは権利侵害とはなりえない。 ・第37条第3項で規定された者が行う相手を特定しての公衆送信であり、字幕入り映像資料の自動公衆送信・公衆送信を認めても、著作権者の権利を不当に害さない。				C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済		現在、法制・基本問題小委員会において、障害者の情報アクセス確保の課題の検討の一環として字幕や解説音声等が付与されていない放送番組について、字幕を放送事業者以外の者が付与して障害者が利用できるようにすることについて検討を行っている。	障害者	
							C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済		現在、法制・基本問題小委員会において、障害者の情報アクセス確保の課題の検討の一環として字幕や解説音声等が付与されていない放送番組について、字幕を放送事業者以外の者が付与して障害者が利用できるようにすることについて検討を行っている。	障害者	
106 ③	ア	図書館のレファレンスサービスにおいて、聴覚障害者からFAXやメールでの回答を希望されるが、現行法では図書館が著作物を利用者に公衆送信することは認められていないため、利用者のニーズに応えることができない。	・第37条の2に視覚著作物の公衆送信権の権利制限を含める。 ・国連障害者の権利条約第21条、24条、30条の聴覚障害者等の権利保障から、映画製作者は、全ての製作物に字幕や手話を付与する必要があり、自らがその製作費の関係から付与できない場合に、図書館等が第37条の2の二の規定によって複製することは権利侵害とはなりえない。 ・第37条第3項で規定された者が行う相手を特定しての公衆送信であり、字幕入り映像資料の自動公衆送信・公衆送信を認めても、著作権者の権利を不当に害さない。				A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断		[観点①]図書館のレファレンスサービスにおいて、聴覚障害者に対してFAXやメールでの回答をすることができないという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、課題解決方法として述べられている「聴覚障害者等」に対して「視覚著作物」を公衆送信するとの具体的な場面が明らかでなく、更なる説明が期待される。 [観点②]ニーズが十分明瞭ではなく、現行法における「引用」の範囲を超えて、なお権利制限規定により対応すべきとする正当化根拠の説明として不十分であるため、更なる説明が期待される。なお、ニーズの説明とともに、その正当化根拠について更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	障害者	
							B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことについて留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討		図書館のレファレンスサービスにおいて、聴覚障害者に対してFAXやメールでの回答をすることができないという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。	障害者	
107	ア	(公的なライセンシング体制などを確立できない場合)フェア・ユース規定の見直しが求められる。コンテンツの利用目的が公益に資するものであり、他社の正規ビジネスなどと衝突しない限りにおいて、利用が緩和されることが望ましい。アニメ、漫画、文芸、メディア・アートなどの教育及び文化的利用のため、フェアユース規定の拡大を期待したい。					一般財団法人 角川文化振興財団	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	現在、権利者不明著作物の利用円滑化方策については、現在法制・基本問題小委員会及び文化庁において検討を行っているところであるが、権利制限規定を対象とすべきとする詳細な説明が寄せられた場合には、今後の検討の参考にすることが考えられる。	孤児著作物の利用円滑化	
							C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済		現在、権利者不明著作物の利用円滑化方策については、現在法制・基本問題小委員会及び文化庁において検討を行っているところであるが、著作物の集中管理によるべきとする詳細な説明が寄せられた場合には、今後の検討の参考にすることが考えられる。	孤児著作物の利用円滑化	
108 ①	ア	現在又は将来「想定できない」新しいテクノロジーを用いた新しいビジネスや文化を萎縮させないような法環境を構築することが重要である。	・一般規定としてのフェアユース規定を導入することが望ましい。 ・新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化が、既存の権利者の利益を害するか否かの判断を現在することはできない。むしろ、新しいビジネスや文化ごとに、個別具体的に、既存の権利者の利益を不当に害するか否かを判断する枠組みが望ましい。				A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断		[観点①]現在又は将来「想定できない」新しいテクノロジーを用いた新しいビジネス等における著作物利用の態様や性質等について説明がなされていないことから、ニーズの外延も明らかでなく、その内容の説明が不十分である。 [観点②]ニーズの外延・内容が明らかでないうえ、法環境の構築が必要であるとする理由の説明がなされておらず、権利制限による対応の正当化根拠について不明であり、説明が不十分である。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関するものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動関連	○
							B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断		現在又は将来「想定できない」新しいテクノロジーを用いた新しいビジネス等における著作物利用の態様や性質等について説明がなされていないことから、ニーズの外延も明らかでなく、その内容の説明が不十分である。	産業活動関連	

団体 個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について				団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
			権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由	ライセンシング体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決	その他の方法による解決					
108 ②	ア	企業や大学内において一般的に行われている軽微な複製や改変が違法となってしまう	・一般規定としてのフェアユース規定を導入することが望ましい。 新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化が、既存の権利者の利益を害するか否かの判断を現在することはできない。むしろ、新しいビジネスや文化ごとに、個別具体的に、既存の権利者の利益を不当に害するか否かを判断する枠組みが望ましい。	新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化が、既存の権利者の利益を害するか否かの判断を現在することはできない。むしろ、新しいビジネスや文化ごとに、個別具体的に、既存の権利者の利益を不当に害するか否かを判断する枠組みが望ましい。			A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断	[観点①]企業や学校内において一般的に行われている複製・改変ができるといいうニーズについては一定程度説明されているが、利用される著作物の種類や用途、分量などが明らかではなく、「軽微な複製や改変」に該当するかが明確ではないため、更なる説明が期待される。 [観点②]著作物の利用態様が明らかではないが、軽微な利用に該当するとして、正当化根拠について一定程度明確に説明されている。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない	企業等での利用		
							B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことについて留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	企業や学校内において一般的に行われている複製・改変ができるといいうニーズについては一定程度説明されているが、利用される著作物の種類や用途、分量などが明らかではなく、「軽微な複製や改変」に該当するかが明確ではないため、更なる説明が期待される。	企業等での利用		
108 ③	ア	非営利の教育機関において、授業を録画して行うビデオ学習、オンライン型通信教育、個々の学習者のベースに合わせた個別学習型の教育、学習者同士での教え合い(ピア・ラーニング)などの形での著作物の活用が概ね違法になってしまう	・教育目的の利用につき、利用が可能な文脈や利用が可能な者などについて、より柔軟性のある規定とし、基本的には社会が得る利益と、著作者の被る不利益を衡量するような考え方で立脚した制度になることが望ましい。				O. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	本年度の法制・基本問題小委員会において、同様の課題が寄せられており、それらへの対応方策に関する意見も参考になるものと考えられる。	教育・研究		
							C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	本年度の法制・基本問題小委員会において、同様の課題が寄せられており、それらへの対応方策に関する意見も参考になるものと考えられる。	教育・研究		
108 ④	ア	教授法の発表や研究、評価、引継ぎ、学期を超えた予習復習、履修科目の難易度の事前調査、及び保護者、寄附講座の寄附者、地域社会又は入学を検討している者などへの授業の様子の伝達などが円滑にできない。	・教育目的の利用につき、利用が可能な文脈や利用が可能な者などについて、より柔軟性のある規定とし、基本的には社会が得る利益と、著作者の被る不利益を衡量するような考え方で立脚した制度になることが望ましい。				A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]教授法の研究等の目的で、又は保護者、寄付者、地域社会、入学を検討する者等に伝達するために、授業の様子を円滑に伝達することができないという課題であり、ニーズにつき一定程度明確に説明されている。なお、これらの行為の目的や意義及び著作物利用の態様等について更なる説明が期待される。 [観点②]各利用行為の目的については、「教育目的」と言えるのか不明であるところ、当該利用の円滑化が権利制限規定によるべきとする正当化根拠について説明が不十分であるので、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない	教育・研究		
							B-1. Aの課題の検討を優先的に行すことについて留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	教授法の研究等の目的で、又は保護者、寄付者、地域社会、入学を検討する者等に伝達するために、授業の様子を円滑に伝達することができないという課題であり、ニーズにつき一定程度明確に説明されている。	教育・研究		

団体 個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について				団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
			権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由	ライセンシング体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決	その他の方法による解決					
108 (5)	ア	一般的に行われているパロディ、コラージュなどの二次創作行為が違法となってしまう	・一般規定としてのフェアユース規定を導入することが望ましい。 新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化が、既存の権利者の利益を害するか否かの判断を現在することはできない。むしろ、新しいビジネスや文化ごとに、個別具体的に、既存の権利者の利益を不当に害するか否かを判断する枠組みが望ましい。				A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に追加的説明を依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことにより、必要な対応方策を順次検討	[観点①]パロディ等の二次創作行為が著作権侵害になるおそれがあるという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、権利制限の対象とすべき二次創作の範囲についてどのようなものを念頭においているのかについて、更なる説明が期待される。 [観点②]どのような範囲の二次創作を権利制限の対象とすべきとするのかは明らかにされていないが、表現の自由の保障に関わるものであり、ニーズの性質上、正当化根拠の見通しにつき一定程度明確に説明されている。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない	二次創作	
108 (6)	ア	実用品に関する法的保護の枠組みが不透明ななかで、米国Thingiverseなどで多発している、既存のプロダクトの3Dデータを個人がアップロードして公開してしまうという支障がある。	・一般規定としてのフェアユース規定を導入することが望ましい。 新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化が、既存の権利者の利益を害するか否かの判断を現在することはできない。むしろ、新しいビジネスや文化ごとに、個別具体的に、既存の権利者の利益を不当に害するか否かを判断する枠組みが望ましい。				A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断 特定非営利活動法人コモンズファイア	[観点①]「実用品の3Dデータを個人がアップロードして公開してしまうという支障」の具体的な内容が明らかでなく、ニーズの説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。 [観点②]ニーズの外延・内容が明らかでないうえ、正当化根拠について説明が不十分であるので、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない	その他	
108 (7)	ア	オンライン・ブックマーク・サービスでは、ブックマークされるウェブサイトの一部が自動的に複製されることが多く見られるところ、これが形式的には著作権侵害となり、サービスを利用する一般ユーザーや、運営会社が著作権者におおよそ損害を与えることがないにも関わらず侵害者となりかねない。	・一般規定としてのフェアユース規定を導入することが望ましい。 新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化の出現を予測することは難しく、それらが出現してから事後的に立法することは遅く、それらの出現を萎縮させる。その都度審議会等を行うことよりも、司法での柔軟な判断を活用したほうが、立法資源を効率的に利用することにもつながる。	新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化が、既存の権利者の利益を害するか否かの判断を現在することはできない。むしろ、新しいビジネスや文化ごとに、個別具体的に、既存の権利者の利益を不当に害するか否かを判断する枠組みが望ましい。			A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断 オンライン・ブックマーク・サービス	[観点①]「オンライン・ブックマーク・サービス」における著作物利用の具体的な態様が明らかでなく、ニーズの説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。 [観点②]ニーズの内容が明らかではなく、権利制限によるべきとする正当化根拠について説明が不十分である。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動関連	○

団体 ID	個人 ID	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について				団体名	分類	理由 【観点①】ニーズの明確性、【観点②】権利制限による対応の正当化根拠の見通し、【観点③】優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由	ライセンシング体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決	その他の方法による解決					
108 ⑧	ア		Twitter、LINEなどのサービスで公開されている他人のメッセージを転送することが形式上は権利侵害になる。	・一般規定としてのフェアユース規定を導入することが望ましい。 新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化が、既存の権利者の利益を害するか否かの判断を現在することはできない。むしろ、新しいビジネスや文化ごとに、個別具体的に、既存の権利者の利益を不当に害するか否かを判断する枠組みが望ましい。				A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことにより、必要な対応方策を順次検討	【観点①】Twitter、LINEなどのサービスで公開されている他人のメッセージを転送することが著作権侵害になるという課題について相当程度明確に説明されている。 【観点②】契約による対応可能性について述べられていないなど、当該利用行為を権利制限によるべきとする正当化根拠について説明が不十分である。 【観点③】デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない	その他	
										Twitter、LINEなどのサービスで公開されている他人のメッセージを転送することが著作権侵害になるという課題について一定程度明確に説明されている。		
108 ⑨	ア		メーリングリスト等で他人のメールに返信する際、他人のメールを全文転載しつつ、自らの文章を、まとめてあるいは他人の文章の間に挿入して記すことなどが、長い間慣習として確立されている。しかしこうした利用は、形式的には公正な慣行に合致しない、あるいは、未公表著作物の引用にあたるため、権利制限規定が適用されない利用の類型になってしまうと考えることができる。	・一般規定としてのフェアユース規定を導入することが望ましい。 新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化の出現を予測することは難しく、それらが出現してから事後的に立法することは遅く、それらの出現を萎縮させる。その都度審議会等を行うことよりも、司法での柔軟な判断を活用したほうが、立法資源を効率的に利用することにもつながる。	新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化が、既存の権利者の利益を害するか否かの判断を現在することはできない。むしろ、新しいビジネスや文化ごとに、個別具体的に、既存の権利者の利益を不当に害するか否かを判断する枠組みが望ましい。			A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	B-1. Aの課題の検討を優先的に行すことにより、必要な対応方策を順次検討	【観点①】他人のメールに返信する際に他人のメールを全文転載することが関する課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、当該利用について権利侵害を負うこととなる理由について、十分な説明がなされていないので、更なる説明が期待される。 【観点②】慣習として默示の許諾として認められる範囲を超えた利用について権利制限規定により対応すべきとする正当化根拠の説明が不十分である。 【観点③】デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない	その他	
										他人のメールに返信する際に他人のメールを全文転載することが権利侵害となるというニーズについて一定程度明確に説明されている。		
108 ⑩	ア		短文投稿サイトやチャットルームなどを活用し、大量のメッセージを処理し、あるいは次々と表示しながら討論会、放送番組などを実施する際にメッセージの投稿・発言者が特定できないままに内容が読み上げられることで、形式上は氏名表示権侵害が起きる場合がある。	・一般規定としてのフェアユース規定を導入することが望ましい。 新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化の出現を予測することは難しく、それらが出現してから事後的に立法することは遅く、それらの出現を萎縮させる。その都度審議会等を行うことよりも、司法での柔軟な判断を活用したほうが、立法資源を効率的に利用することにもつながる。	新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化が、既存の権利者の利益を害するか否かの判断を現在することはできない。むしろ、新しいビジネスや文化ごとに、個別具体的に、既存の権利者の利益を不当に害するか否かを判断する枠組みが望ましい。			A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	B-1. Aの課題の検討を優先的に行すことにより、必要な対応方策を順次検討	【観点①】短文投稿サイト等を活用した討論会や放送番組において、メッセージの投稿・発言者が特定できないまま内容が読み上げられることが氏名表示権侵害になるというニーズについて相当程度明確に説明されている。 【観点②】現行法では、「公正な慣行に反しない限り」著作者の表示を省略することができるところ、当該範囲を超えて、なお権利制限規定により対応すべき正当化根拠について説明が不十分である。 【観点③】デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない	その他	
										短文投稿サイト等を活用した討論会や放送番組において、メッセージの投稿・発言者が特定できないまま内容が読み上げられることが氏名表示権侵害になるというニーズについて一定程度明確に説明されている。		

団体 個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について				団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)	
			権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由	ライセンシング体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決	その他の方法による解決						
108 ⑪	ア	オンラインでサービスを提供している事業者が、いわゆる「カラオケ法理」の適用によって侵害主体とみなされる可能性があり、これを理由にクラウド事業を企画の段階で制止している企業や、事業者に米国でのサービス化を勧める弁護士が存在している。	・一般規定としてのフェアユース規定を導入することが望ましい。新しいテクノロジーを利用した新しいビジネスや文化が、既存の権利者の利益を害するか否かの判断を現在することはできない。むしろ、新しいビジネスや文化ごとに、個別具体的的に、既存の権利者の利益を不当に害するか否かを判断する枠組みが望ましい。				A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことにより、必要な方策を順次検討	[観点①]オンラインでサービスを提供している事業者が「カラオケ法理」により侵害主体とみなされるおそれがあるとされており、ニーズは一定程度明確に説明されている。当該サービスの内容等、ニーズ提出者が想定する場面が明らかでなく、更なる説明が期待される。 [観点②]ニーズが十分明らかでなく、権利制限規定により対応すべき正当化根拠について説明が不十分である。ニーズの説明とともに、その正当化根拠についての説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動関連	○	
						・政策について議論する過程で、社会にとってのメリット、デメリットをバランスよく配慮するために経済学者や利活用を促進したい事業者、インターネットのユーザー目線で議論ができる人材を審議会等のメンバーとして含めること。 ・事業者をヒアリングに呼んでも、公の場で自らの事業に法的な問題があるということを進んで認めることが難しい、という前提に立って、匿名性を十分に確保した上でヒアリングを行い、その結果も踏まえた上で議論を行うこと。						
108 ⑫	ア	クラウド、検索エンジンその他新しいテクノロジーを利用したビジネスや文化を萎縮させる(将来想定される課題)					A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]クラウド、検索エンジンやその他新しいテクノロジーを利用したビジネスと著作物利用上の課題との関係が不明であり、ニーズの外延も明らかでなく、その内容の説明が不十分である。 [観点②]ニーズの外延・内容が明らかでないうえ、正当化根拠について説明が不十分であるので、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動関連	○	
						・政策について議論する過程で、社会にとってのメリット、デメリットをバランスよく配慮するために経済学者や利活用を促進したい事業者、インターネットのユーザー目線で議論ができる人材を審議会等のメンバーとして含めること。 ・事業者をヒアリングに呼んでも、公の場で自らの事業に法的な問題があるということを進んで認めることが難しい、という前提に立って、匿名性を十分に確保した上でヒアリングを行い、その結果も踏まえた上で議論を行うこと。						
109		現行法第37条第3項の権利制限規定により、視覚障害者等の個別の障害の状況に応じて様々な形式で著作物が利用されているが、ビジネスの振興を重視するあまり、障害者への合理的な配慮が考慮されていない、柔軟性を失うような法改正をしないでほしい。				ビジネス振興のための法改正に何ら異存はないものの、要望そのものに障害者への合理的配慮が考慮されていないものについてには十分な検討を要する。ビジネスモデルを重視することによって柔軟性が失われないようにしてほしい。また、ビジネスモデルをつくる側と利用する側のニーズ、アクセシビリティに齟齬が生じないようにしてほしい。 (ここで述べた意見は、現行法で担保されている柔軟性の維持を求めているものであり、著作権者等の利益を不当に害さないものと考える。)	公益社団法人日本図書館協会	- (著作物等の利用に当たっての課題に該当しない)	-			
110		大学では、障害学生への支援は大学図書館が関与していない障害学習支援室などの学生支援部署が行っていることが多いが、法第37条第3項や第37条の2に基づいて、学生支援部署が著作物を複製等するためには、個別に文化庁長官の指定を受けなければならない。				大学の支援室などの学生支援部署も著作権法第37条及び第37条の2の複製の主体に含まれてほしい。 著作権法第37条、第37条の2の制限規定では、利用対象をそれぞれ視覚障害者等、聴覚障害者等に限定している。また、それぞれの条項の複製の主体として著作権法施行令において「大学等の図書館及びこれに類する施設」が規定されており、大学のある部局がこの規定に基づいて複製することは、現行の規定においてもすでに想定されていると考えられるため、著作権者の権利を不当に害さないと考える。	公益社団法人日本図書館協会	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	令第2条第1項第1号口及び令第2条の2第1項第2号イにおける「これに類する施設」とは、大学図書館のように図書等の資料を備え置いて、学生に資料の貸し出し等の情報提供を行う施設が想定されているものと解されており、障害学生支援室といった名称を冠する組織についても、かような機能を担うものであれば、「これに類する施設」に該当すると解される。		障害者	

団体	個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について				団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
				権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないと判断する理由	ライセンシング体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決	その他の方法による解決					
111 ①	ア イ		個人の利用者がウェブサービス等にて、音楽CDなどのデータを用いて、非営利の放送や動画配信等を行う際に、著作権はJASRACなどに申請することでクリアできるが、実演家の権利及び原盤権については利用するにあたって十分な仕組みが提供されていないので、現状として違法にアップロードされたもののが多数存在する。	非営利の場合、特に音楽をBGMなど付属物として使用する場合はフェアユースとして規定額の金額を文化庁等に納めれば使用できるようにする、もしくはパロディーとして使用料なしで使用することができるようにする。				A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことには留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	[観点①]実演家やレコードについては利用円滑化のための十分な仕組みが提供されていないため、個人が音楽CDなどを用いて非営利の放送や動画配信等を行うと著作権侵害となるというニーズについては、相当程度明確に説明されている。 [観点②]実演家の権利や原盤権等複数の権利処理を行う負担が大きいとの理由が述べられているが、権利制限によるべきとする正当化根拠について説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない	その他	
					JASRACのような管理団体への申請により実演家の権利及び原盤権の許諾を同時に行えるようにする。					[実演家の権利や原盤権の利用にあたって十分な仕組みが提供されていないため、個人が音楽CDなどを用いて非営利の放送や動画配信等を行う著作権侵害となるというニーズについては、一定程度明確に説明されている。		
111 ②			通称まねきTV事件の最高裁判決により、通信機器を用いた1対1通信によるテレビ番組遠隔視聴サービスが違法であるとされた。今後、テレビ番組を録画、クラウドサービス上に保存、好きな時に視聴するサービスが出てきても、同様に当該サービスを提供する事業者が著作権侵害をしていることとなる可能性がある。クラウドサービスを提供している有力な事業者は海外の企業であり、日本企業のみが不利益を被ることが考えられる。				1対1通信で機器を保有する個人が利用する場合は、行為の主体は個人と考え私的利用として扱う。 TV番組の視聴形態が変わっただけであり通常のTV番組の録画と比べ利益・損害は変わらない。	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うことには留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	ユーザーがテレビ番組を録画しクラウドサービス上に保存し好きな時に視聴するサービスについて、提供する事業者が著作権侵害になる可能性があるというニーズについて一定程度説明されている。	産業活動関連		
111 ③			電子書籍について、金額は通常の書籍版とほとんど同じであるにも関わらず、購入者に所有権がなく無期限の利用権のみがある場合がほとんどである(サービス業者がサービスを終了した場合、現状ではその書籍を読める保証は担保されていない)。				電子書籍の購入において、通常の書籍と同様の場合所有権を認める。 電子書籍の購入は違法に行われており、料金も通常の書籍と同様に支払っており、利益を不当に侵害するものではない。	B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	電子書籍には、「購入者に所有権がなく無期限の利用権のみがある」の意味が明らかでなく、ニーズの説明として不十分であるため、更なる説明が期待される。	その他		
111 ④	ア イ		過去の書籍の電子化が進んでおらず、出版社が過去の本の電子化のサービスを提供していないので、自ら電子化する(いわゆる自炊)場合に設備等に高額の投資が必要になる。その際に代行業者に頼むことがあるが、それが著作権の侵害になってしまいう問題がある。	違法に購入された著作物の電子化の代行は私的利用の範囲とする。	複製代行は白紙の紙を電子化する場合でも、枚数に応じて同じ料金がかかるものであり、著作物の中身によって決まるものではない。また、正規の電子化サービスは存在しないのだから損害には当たらない。さらに、通常の書籍と電子版を両方購入する必要が生じると2倍の料金を支払うことになり、ユーザーに不利益を被らせ、作者・出版社を過剰に利することになる。			A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	B-1. Aの課題の検討を優先的に行すことには留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	[観点①]書籍の電子化を業者に代行させることができないというニーズについて相当程度明確に説明されている。 [観点②]左記の説明では当該利用を権利制限によるべきとする正当化根拠について説明が不十分であると考える。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない	その他	
							出版社に通常の書籍の発売時に電子版の発行を義務付ける。			[書籍の電子化を業者に代行させることができないというニーズについては一定程度明確に説明されている。		
112			著作権が非親告罪化した場合、単純に親告罪条項を削る方式では公正な利用でさえ萎縮を生む危険があり、権利者側も積極的黙認をする意味合いが薄れる。逆に非親告罪範囲を単純に狭くすると、海賊版の撲滅を望む権利者が非親告罪化の恩恵を受けにくくなる。 間接侵害が判例により認められているため、非親告罪化した場合、企業等のビジネスの萎縮が進む可能性がある。				・権利者が、違法行為を親告罪相当と非親告罪相当に分類し、特定の権利についてどの分類に属するか指定することとする。 ・肖像権やプライバシー権など、他の判例で認められた権利とともに間接侵害を別法で明文化することで、権利の見通しもよくなる。 ・送信可能化権を規定しているのは日本と豪州くらいであり、TPP交渉参加国の中では少数派として非親告罪化がなされるのであれば、送信可能化権についても見直しを考慮してもいいのでは。	C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済	本件については、法制・基本問題小委員会において、二次創作文化への影響に十分に配慮し、適切に非親告罪の範囲を定めるべきであるとの基本的な考え方が示されたところ。これを踏まえ、二次創作への萎縮行為が生じないよう制度設計を行うこととしている。	TPP		
113 ①	ア イ		デジタルコンテンツの柔軟な利活用と日本コンテンツの海外配信ができないない 以下に例1~3まで具体例を示す。	包括的なフェアユース規定の不存在や、パロディ条項の欠如が課題。 技術動向の進展に柔軟に対応できるよう包括的な権利制限規定を設けるべき。	ネット上のコンテンツ管理の技術進展など			A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]デジタルコンテンツの柔軟な利活用と日本コンテンツの海外配信ができないとする課題について著作物利用の態様や性質等について説明がなされていないことから、ニーズの外延も明らかでなく、その内容の説明が不十分である。 [観点②]ニーズの外延・内容が明らかでないうえ、権利制限による対応の正当化根拠について不明であり、説明が不十分である。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動関連	○
						権利処理の一括化、窓口の一本化、信託の活用など	著作権法の目的等に、コンテンツの利活用の促進の観点を記述すること等により、著作権の保護と利活用のバランスをより配慮することができるようとする			デジタルコンテンツの柔軟な利活用と日本コンテンツの海外配信ができないとする課題について著作物利用の態様や性質等について説明がなされていないことから、ニーズの外延も明らかでなく、その内容の説明が不十分である。		

団体 個人	課題解決方法の分類	著作物等の利用に当たっての課題	課題の解決方法について				団体名	分類	理由 [観点①]ニーズの明確性、[観点②]権利制限による対応の正当化根拠の見通し、[観点③]優先度	カテゴリ	知財計画との関連(※2)
			権利制限規定の見直しによる解決	当該利用が著作権者等の利益を不当に害さないかと判断する理由	ライセンシング体制の充実(著作権の集中管理の促進など)による解決	その他の方法による解決					
113 ②	ア	(例1)(事業者の行う)フォーマット変換がユーザーの私的利用として明文で認められていない。クラウドなどにおけるセキュリティや通信を担保するためのフォーマット変換や、ビデオやMDなどの古いフォーマットの変換ができる。	包括的なフェアユース規定の不存在や、パロディ条項の欠如が課題。 技術動向の進展に柔軟に対応できるよう包括的な権利制限規定を設けるべき。	ネット上のコンテンツ管理の技術進展など			A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うこと留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	[観点①]事業者が、ユーザーの求めに応じてフォーマット変換を行うことができないという課題であり、ニーズについて相当程度明確に説明されている。 [観点②]左記の説明では当該利用を権利制限によるべきとする正当化根拠について説明が不十分であると考える。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない	産業活動関連	
					権利処理の一括化、窓口の一本化、信託の活用など	著作権法の目的等に、コンテンツの利活用の促進の観点を記述すること等により、著作権の保護と利活用のバランスをより配慮することができるようにする			[事業者が、ユーザーの求めに応じてフォーマット変換を行うことができないという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。	産業活動関連	
113 ③	ア	(例2)ネットでは日々パロディと風刺動画がニュース映像などを引用して作られており、それらが自由で健全な言論市場を支えているが、日本にはパロディ条項がないので、UGC動画の成長を阻んでいる。 カナダ、香港では「引用」と「批評」を可能とするようなパロディ法を導入して、ネット動画の創作や言論を奨励している。日本の同人市場もパロディの一種であり、クールジャパンを進めるにあたってパロディ条項を考えることは有益ではないか。	包括的なフェアユース規定の不存在や、パロディ条項の欠如が課題。 技術動向の進展に柔軟に対応できるよう包括的な権利制限規定を設けるべき。	ネット上のコンテンツ管理の技術進展など			A-2. ワーキングチーム等においてニーズ提出者に依頼し、当該説明の内容を踏まえ検討の要否及び優先度を判断	B-1. Aの課題の検討を優先的に行うこと留意しつつ、必要に応じて対応方策を順次検討	[観点①]パロディ等の創作行為が著作権侵害になるという課題であり、ニーズについて一定程度明確に説明されている。なお、権利制限の対象とすべき二次創作の範囲についてどのようなものを念頭においているのかについて、更なる説明が期待される。 [観点②]どのような範囲の二次創作を権利制限の対象とすべきとなるのかは明らかにされていないが、表現の自由の保障に関わるものであり、ニーズの性質上、正当化根拠の見通しにつき一定程度明確に説明されている。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展との関わりが希薄であるか、不明確であるため、課題の性質上、優先して検討すべきものとは直ちに認められない。	二次創作	
					権利処理の一括化、窓口の一本化、信託の活用など	著作権法の目的等に、コンテンツの利活用の促進の観点を記述すること等により、著作権の保護と利活用のバランスをより配慮することができるようにする			[パロディ等の創作行為が著作権侵害になるというニーズについて一定程度明確に説明されている。	二次創作	
113 ④	ア	(例3)写真等をとて外国語に翻訳することで日本文化を発信するサービスを柔軟にできるようになれば日本のコンテンツ発信や観光インバウンド等に貢献。 技術動向の進展に柔軟に対応できるよう包括的な権利制限規定を設けるべき。	包括的なフェアユース規定の不存在や、パロディ条項の欠如が課題。 技術動向の進展に柔軟に対応できるよう包括的な権利制限規定を設けるべき。	ネット上のコンテンツ管理の技術進展など			A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	B-2. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]「写真等をとて外国語に翻訳」するサービスに関する課題であり、一定程度明確に説明されている。具体的な利用態様等が明らかでないため、更なる説明が期待される。 [観点②]ニーズの外延・内容が明らかでなく、権利制限による対応の正当化根拠についても説明が不十分であるため、ニーズの説明とともに、その正当化根拠についての説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上、優先して検討すべきものと認められる。	産業活動関連	○
					権利処理の一括化、窓口の一本化、信託の活用など	著作権法の目的等に、コンテンツの利活用の促進の観点を記述すること等により、著作権の保護と利活用のバランスをより配慮することができるようにする			[「写真等をとて外国語に翻訳することで日本文化を発信するサービス」の内容が明らかでなく、ニーズについての説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。	産業活動関連	
113 ⑤		デジタル教科書は、現在の制度では「教科用図書」と認められておらず、それゆえに教科書の権利制限規定に該当しない。これにより、デジタル教科書の普及がすすまず。デジタル化によってもたらされる新たな教育の可能性が阻害されている。	デジタル教科書を「教科用図書」とする制度を希望。				C. 既に審議会等で検討中又は過去の審議会で検討済		現在、文部科学省において学校教育法体系における「デジタル教科書」の位置づけに関する検討が行われているところであり、その結果を踏まえ、著作権制度における「デジタル教科書」の取り扱いについて検討を行う予定である。	教育・研究	
114		ユーザーが選択(クリップ)した店舗や美術館等のインターネット上のWebページについて、①当該Webページより「施設名称」、「営業時間」、「イベント名」、「写真」データを取得し、事業者のデータベースに蓄積し、②ユーザーの端末の画面上に当該施設の情報がまとめて表示される機能を有するアプリケーション・サービスを提供する場合、著作権侵害を回避するため、「写真」については、「写真」自体のデータを事業者DBに蓄積するのではなく、当該「写真」のURLを蓄積している。 しかし、この方法では仕様上、ユーザーの端末に写真が表示されるまで時間がかかる懸念がある。	第47条の5は送信の障害の防止等のための「複製」のみ認められており、「送信」までは認められていない。また、同条「送信の障害の防止等のため」という目的では、技術の進歩によって「送信の障害」が生じる程度も変化し、許容される基準が判然としてない。 ・第47条の6では、送信元識別符号の検索等のための複製が認められているが、公衆からの求めに応じなくとも膨大な情報からユーザーが求める情報を提供するサービスも考えられる。 ・技術の進歩が著しいICTサービスにおいて、第47条の5や第47条の6とも異なる形態の権利制限規定が必要。	非公表希望	A-3. ニーズ提出者からの追加的な説明があれば、当該説明の内容や時期を考慮して対応を判断	[観点①]事業内容及び及び著作物の利用態様は一定程度明確に説明されている。なお、当該アプリケーション・サービスにおいて利用される著作物の範囲、分量等が明らかでなく、更なる説明が期待される。 [観点②]当該利用行為には、「当該Webページ」に掲載した著作権者の意図に反しないと認められるケースのみならず、著作権者の「通常の利用」と衝突するケースも含まれると考えられるため、権利者の利益を不正に害さないケースとしてどのような場合を想定しているのかが明らかでなく、正当化根拠についての説明が不十分であるため、更なる説明が期待される。 [観点③]デジタル・ネットワークの発達に対応したインターネット時代のビジネスの創出・発展に関わるものであり、課題の性質上優先して検討すべきものと認められる。	産業活動関連	○			